19世紀フィンランドにおけるアーカイブズ実務と検閲制度

平井 孝典

はじめに

本稿は、19世紀フィンランドにおいて、中世資料や行政文書の、目録作成や資料集刊行の実務作業での法的政治的課題について考察を進める第一歩としたい。最初に、19世紀フィンランドの公文書管理と情報アクセスについて述べる。次に、19世紀前半の情報アクセス環境を整える実務を検閲と関連させて確認する。さらに、19世紀フィンランドの検閲制度を紹介する。最後に、ヘルシンキ大学「図書館アーキビスト、エドバルド・グロンブロード(Jakob Edvard August Grönblad, 1814-1864)による、検閲制度への対処を一例、紹介する。

1. 19世紀フィンランドの公文書管理と情報アクセス

1809年までフィンランドはスウェーデンの東部地域の一つであった。スウェーデンには中世以来の公文書管理の実務があり、18世紀になるとそれへのアクセスと利用が進む。慣習として存在した情報アクセス権が、1766年には明文化された。

1.1 情報アクセス権の成立

憲法上、表現の自由を保障し、政府による事前検閲を廃止した最初の国 はスウェーデン及びフィンランドである²。言論活動の自由が認められた

¹ 当時の正式名称はKejserliga Alexanders Universitetet i Finland。「アレクサンドル帝政大学」という訳例がある。石野 (2014), 石野 (2017): 62.

² 出版の自由法 (Tryckfrihetsförordningen den 2 december 1766)。18世紀のことであり、「自由」の解釈には注意を要する (柳沢 (1988))。

だけでなく、言論活動の根拠の一つとなる政府情報を取得し利用する権利 も認められている³。出版の自由法第6条には想定される政府情報が列挙 され、情報へのアクセスの権利が保障された⁴。

1.2 公文書管理と情報アクセスの継承

1809年のフィンランド大公国成立に際しても、スウェーデン・グスタフ3世治世までの憲法(基本法)の「継承」がポルゴー身分制議会で確認されている。同議会において、アレクサンドル1世は演説5の後半で法による統治を約束しこれが根拠となっている。「継承」は、ほかのロシア支配地域との整合性もある。民心の安定及び実質的な統治の手法としてある。フィンランド人の権利がこれまで通り認められた、ということではない6。とはいえ、成文憲法の不存在に着目する Kirby も7、Gustav Mauritz Armfelt、Carl Erik Mannerheim あるいは Robert Rehbinder らフィンランド

^{3 「}出版の自由法」(Tryckfrihetsförordningen den 2 december 1766) の概要はスウェーデン国立公文書館のホームページにもある (https://riksarkivet.se/tf-var-finns-originalet (閲覧2017年10月22日))。スウェーデン政府は情報アクセス権は250年継続してきたとしている (http://www.regeringen.se/artiklar/2016/05/svensk-tryck--och-yttrandefrihet-firar-250-ar/(閲覧2017年10月30日)) (http://www.government.se/articles/2016/06/the-swedish-press-act-250-years-of-freedom-of-the-press/(閲覧2017年10月30日))。

⁴ http://www.kb.se/Dokument/Aktuellt/publikationer/TF%201766,%20Nordin,%20 liten.pdf (閲覧2017年10月22日) アーキビストや図書館員が注目してきたことは、法第6条が政府情報に対するアクセス権を明確に追認したことである(平井(2014))。印刷技術の発展に伴い、政府情報を活字化し印刷することが盛んに行われつつあった(Skuncke (2011))。アクセス権が認められたことで社会の集合的記憶の倉庫となるアーカイブズ及びその業務が先進的に展開されうる条件の一つが確立した。法により情報アクセス権の行使が始められたのではなく、1730年代以降のストックホルムでの印刷業者や訴訟当事者らによる議会資料などへのアクセスという行為を権利として追認した。平井(2013)、平井(2014).

⁵ Déclaration d'engagement de Alexandre Ier à Porvoo, (15-27 mars 1809).

⁶ 百瀬 (1980): 76-77. 百瀬 (1998): 192-193. 坂上 (2016): 158. 石野 (2017): 55-60

⁷ Kirby (2006): 78.

側の「イニシアティブ」で自治が形成されたことは指摘している⁸。また、統治の基礎として公文書管理(情報管理)は最重要事項の一つである。フレデリスクハムン講和条約⁹・第12条が敗戦国からの公文書移管の条文である。ここには移管先(国名)が明記されていない。敗戦国スウェーデンからの公文書の移管先をフィンランドとすることは、条約の履行の際にロシアが認めている。のみならず、大公国の領域拡大の際にはロシアからフィンランドへの文書の移管も行われている¹⁰。なお、19世紀中旬以降のフィンランド公法学では、条約の位置や基本法の継承範囲、あるいはその解釈について意見が分かれている。本稿ではアーカイブズや図書館での実態とそれへの実務での対応に主に注目する。したがって、ここでは条約や基本法の解釈はこれ以上、扱わない。

1.2 情報アクセスの実務対応

公文書管理と裏表の関係にある情報アクセスも継続した。セナーッティ公文書館¹¹では、1840年代にエドバルド・グロンブロードにより利用者へのレファレンスが適宜実施された¹²。スウェーデンをモデルに改良が加え

⁸ Kirby (2006): 73-75.

⁹ Traité de Fredrikshamn, 17 septembre 1809.フィンランド戦争後にロシアとスウェーデンとの間で、戦後処理やフィンランド人のビジネス、財産権などを定めた条約である。

¹⁰ 平井 (2013).

¹¹ セナーッティ(Keisarillinen Suomen senaatti)とはフィンランド大公国において後の内閣及び最高裁判所の機能を併せ持つ、統治の中心を担った国の機関である。身分制議会が長く開かれない中で立法機関としての役割も果たした。行政部門と司法部門の計14人のメンバーからなる。全員フィンランド人である。セナーッティ公文書館(Senaatin arkisto)はセナーッティの記録管理業務が展開していった結果、1816年に設置された。当初は法務官僚による現用文書管理が主たる業務であった。非常勤アーキビストとして歴史学講師ガブリエル・レイン(Gabriel Rein(1800-1867))らが雇用された結果、アーカイブズ組織として整えられ、国家公文書館・国立公文書館として今日まで続く。平井(2013)。

¹² 平井 (2017b).

られ、1859年には大学図書館(国立図書館)に先立ち、レファレンスの定時開設が始められた¹³。

その地域を統治する政府に事実上、主権に関わる公文書管理権が存在し、 その地域の住民に情報アクセス権が認められている。広く検閲制度がある ことは、法的な整合性でも問題がある。にもかかわらず、大公国には検閲 制度¹⁴が存在した。

以上、述べてきたように、フィンランドには、一定の自治を強力に支える規定や考え方があり、また、情報へのアクセスなど、ロシアとは異なる法的な体系が形成されていた。ここでは触れないが19世紀の後半には国家有機体説などドイツ公法学の強い影響を受けていく。他方で、フィンランド大公国においてこれまでの法制度との整合性がとりにくい、検閲¹⁵の実務が存在した。

1829年に導入された検閲制度は、スウェーデン語新聞の輸入中止を余儀なくさせた。フィンランドのセナーッティ公文書館のアーキビストは、目録と資料を活字化し刊行する際にこの検閲制度の影響を受ける可能性があった。所蔵資料には民衆蜂起など「センシティブ」な情報も含まれていたからである。

2. 19世紀前半の情報アクセス環境を整える実務 19世紀のフィンランドで、誰もが場所に関係なくフィンランド関係資料

¹³ 平井 (2017a).

¹⁴ Förordning (1829)を根拠に運用された。

¹⁵ 検閲という用語について、現在の日本での扱い方との違いに注意を要する。例えば、関税法第69条の11第1項第7号による輸入制限は、外国での表現の自由を制限し公表権を侵害するものではないとし憲法21条に反しないとされる。19世紀フィンランドではこのような解釈は展開せず、公然と検閲(Censur, Censurens granskning)という単語を用い国内検閲や輸入制限が行われている。考え方の整合性は棚上げされたまま検閲が実施された。

を利用できるようにするにはどうすればよいか。「フィンランド」に積極的に関心を持ち始めた人たちは、アーカイブズ資料を活用しフィンランドに関する「あらゆること」を明らかにしようとする。そのために、政府情報の活字化刊行を進めていくことで、多くの人たちがフィンランドに関する二次資料に触れられるように努力した¹⁶。

現在の「最新」技術はデジタルアーカイブである。この19世紀フィンランドでは何か。19世紀にはフィンランドでもスウェーデン語の新聞が相次いで発刊された。フィンランド語の新聞¹⁷は1820年代以降に急増していく。活字の見やすさが改良され印刷ノウハウが蓄積される。新聞は19世紀が進むにつれ急速に読みやすくなっていく。アーキビストたちはこの印刷という「最新」技術を活用し情報アクセス環境を整える実務を進展させた¹⁸。

2.1 情報アクセス権の行使とアーカイブズ目録刊行

情報アクセス権を根拠に、行政文書の活字化刊行が19世紀以降、盛んに行われた。アルヴィドソンのような「在野のアーキビスト」らが最初は活躍し、後にはグロンブロードのような職業アーキビストが活躍した¹⁹。アルヴィドソンとグロンブロードは、棍棒戦争などフィンランドの様々な中世資料や行政文書に関心を持つことは共通していた。アルヴィドソンを本稿でも「在野のアーキビスト」の一人として扱うが、彼は一般的には、詩

¹⁶ 発行部数などの実数は確認していないが、19世紀の資料集は今も北ヨーロッパの大学図書館などに所蔵されている。北米の大学図書館にもある。古本屋でも入手できるものが多い。また、バイエルン州立図書館(Bayerische Staatsbibliothek)(https://www.hathitrust.org/) などでも閲覧できるものが多数ある。

¹⁷ 翻訳で現在につながる文体や用語法の確立に貢献したのはもう少し後のスオマライネン (Kaarle Kustaa Samuli Suomalainen, 1850-1907) である。スオマライネンも検閲実務で影響力があった。Paloposki (2010): 277-280.なお、フィンランド語最初の本格的な中編小説はAleksis Kivi(1834-1872) のSeitsemän veljestä [七人兄弟], 1870である。

¹⁸ Nuorteva (2016): 45.

¹⁹ Kerkkonen (1995): 19-26. Nuorteva (2016): 45.

人や新聞発行人としてグロンブロード現役時代も今も著名な人物である。本職は歴史学の講師(docent i allmän historia, Kungliga Akademien i Åbo)やスウェーデン王立図書館員(amanuens på Kungliga biblioteket)である²⁰。アルヴィドソンはその思想的な立場から当時のロシア統治下のフィンランド政府と対立しスウェーデンで後半生を過ごすことになる²¹。間接的には、亡命後の1829年検閲制度の導入やその運用に影響を与えたと考えられる。グロンブロードは、ヘルシンキ大学図書館のアーキビストとして、あるいは兼任のセナーッティ公文書館のアーキビストとして、中世資料の目録作成や目録及び資料の活字化刊行に従事した人物である²²。アルヴィドソンとは異なり主に図書館やアーカイブズの実務家に知られた人物である。

新聞に歴史的資料を活字化し掲載することを始めたのはガブリエル・ポータンである²³。ポータンはフィンランド最初の新聞創刊者でもあった。ポータン以後、Diplomatarium Suecanum²⁴刊行などにも影響されつつ、図

²⁰ 当時のフィンランドでは若い大学教員が大学図書館員に転職することは珍しいことではない。例えば、作曲家でドイツ語講師であったカール・コラン(Karl Collan, 1828-1871)はセルビアの民俗音楽研究で学位取得後、図書目録作成に関心をもち1865年に大学図書館員となって実務近代化に貢献した。Knapas (2012): 33-36.フィンランドの音楽史でも図書館実務史でも名前が登場する。

²¹ 極めて例外的なことである。19世紀前半において、フィンランドで大学関係者が逮捕されたり追放されることはほとんどありえなかった。同じ時期にロシアでは、散発的に大学関係者が辞職させられる事件が発生している。Kirby (2006): 88.

²² 平井 (2017b).

²³ 新聞Tidningar Utgifne af et Sällskap i ÅboltAurorasällskapet (フィンランド語は Aurora-seura、オーロラ協会) により刊行。協会の主要メンバーは Henrik Gabriel Porthan、Matthias Calonius、Carl Fredrik Fredenheim、Johan Lilius、Abraham Niklas Edelcrantz、Magnus Jacob Alopaeus。1771年1月15日創刊。Kerkkonen(1995): 21. この創刊号以降1920年ごろまでの多数の新聞が国立図書館でデジタル公開されている。Kansalliskirjasto (2001-2017).

²⁴ あえて言えば『大日本史料』のようなもののスウェーデン版で、中世史料の 活字化と要約の掲載が続けられている。https://riksarkivet.se/diplomatariet (閲覧 2017年10月30日)。フィンランド版のDiplomatarium Fennicumについてはhttps://www.arkisto.fi/fi/kansallisarkisto/hankkeet/diplomatarium-fennicum (閲覧2017年10月 30日)。

書の形で積極的に資料集刊行を進めた一人がアルヴィドソンである25。

2.2 「民族ロマン主義者」によるアーカイブズ目録刊行と検閲

ロマン主義の影響を受けたアルヴィドソンは、民族の伝統文化史が真摯 に記録される前に、いかなる方法によっても記述され得ないというのは、 民族の発展や将来の全体像を明らかにしていくことが可能ではなくなると いうことである、という。「フィンランドを理解する思考の機会」を提供 すること、これを目的にフィンランド関係資料の刊行に努力した。つまり、 この民族(ある集団)と資料との関係を確認し認識することは、「誰もが 愛される母国を持つことができる | ことになる。さらには、資料がなくなっ てしまっても謄写を所蔵することにより、あるいは資料を印刷することで、 現在の利用を促し将来の保存性を高めることができるとしている。可能な 限りフィンランドに関わる資料を全て把握して目録化し順次刊行もする。 誰もが資料を将来にわたって扱えると考えていた26。実際に、多数の資料 集を刊行する努力をした。アルヴィドソンの編集には工夫があり、グロン ブロードら後世の作業のモデルとなった27。「フィンランドを理解する思 考の機会 | を提供しようとする姿勢の背景として繰り返し引用されてきた のはアルヴィドソン自身の次の言葉である。「もはやスウェーデン人では ない、ロシア人にもなれない、我々すべてはフィンランド人になるのだ28 。

²⁵ Nuorteva (2016): 45.

 $^{26 \}quad \text{Kerkkonen (1995)}: 19\text{-}26. \ \text{Nuorteva (2016)}: 45. \ \text{Arwidsson (1846)}: \\ \text{F\"{O}RETAL, p. iii-iv.}$

²⁷ 平井(2014).

²⁸ フィンランドのスウェーデン語文献協会 (SLS) では"Svenskar äro vi icke, ryssar vilja vi icke bli, låt oss alltså vara finnar" と引用されている。SLS (2008–2012): ARWIDSSON, Adolf Ivar(1791–1858) Skriftställare, bibliotekarie http://www.blf.fi/artikel.php?id=3122 (閲覧2017年10月13日). フィンランド文学協会の事典の説明では"ruotsalaisia emme ole, venäläisiksi emme halua tulla, olkaamme siis suomalaisia"と表現されている。SKS Biografiakeskus: Arwidsson, Adolf Ivar (1791 - 1858) kansallinen herättäjä, kirjastonhoitaja https://kansallisbiografia.fi/kansallisbiografia/henkilo/3122 (閲覧2017年10月28日). 発言は同一言語でも引用者により表現の違いがある。発言のソースとしてあげられる人物はスネルマ

フィンランド大公国政府には民族ロマン主義者と見なされ²⁹、発行していた新聞Åbo Morgonbladの刊行³⁰継続においては高級官僚らと対立した³¹。

出版の自由が実質的に制限されて行く中、アルヴィドソンは、政府に対し、専制君主は必ず悪魔を伴ってくる、と述べていた。対して、大貴族でセナーッティのメンバーとして活躍した政治家、Robert Henrik Rehbinderは、アルヴィドソンには悪魔が宿っている、と発言していた³²。Rehbinderはロシアから独立後、切手に採用された人物としても知られる。

アルヴィドソンは1817年、講師に就任していたが、結局、1822年に辞職させられる。新聞における自らの執筆記事の内容が政府を刺激したということである。特に匿名で執筆したスウェーデン国内紙の内容が問題とされた³³。1823年、スウェーデンに移住し王立図書館職員となり、のちには館長に就く。フィンランドで認められた短期滞在期間を除き、基本的には、ストックホルムで活動していくことになる。

今後の課題としてひとつ付言しておきたい。アルヴィドソンは「亡命後」 も祖国との関係を間接直接に継続した。アルヴィドソンは資料集「フィンランドの伝統に光をあてるための資料集」("Handlingar till upplysning af Finlands häfder") 全10巻(1846-58)を作成刊行するために、セナーッティ

ン(Johan Vilhelm Snellman, 1806-1881)である。ヘーゲル哲学者でセナーッティ・メンバーでもあった。19世紀のナショナリズムの展開、フェノマン運動(Fennomania)の中心人物であった。アルヴィドソンに限らず、本稿で触れられる人物の多くと交流がある。政治家としては1863年のフィンランド語を公用語として使用可能にした経緯の立役者の一人である。(学術活動の言語として認められるのにはさらに時間を要した。Kaarle Krohn (1863-1933)執筆のフィンランド語卒業論文受理が転換点の一つとなる。) 1865年の独自通貨マルッカ導入も担当した。彼の指導した学生の中には図書館員として活躍した人物もいる。

²⁹ Päiviö (1998): 25.

³⁰ 刊行の挨拶記事は新聞Finlands Allmänna Tidning 20.11.1820 no 136にある。創刊号は05.01.1821 Åbo Morgonblad no 1。Kansalliskirjasto (2001-2017).

³¹ Päiviö (1998): 25.

³² Păiviö (1998): 26-27.亡命後はアルヴィドソン自身の情報アクセス権も制限されたことになる。

³³ Kirby (2006): 89-94 複数の偽名を使い投稿を続けた。

などへ手紙で資金援助を要請し成功している。手紙で連絡するのは、ロシアによりフィンランド「入国」が制限されていることも理由である。にもかかわらず、セナーッティと大学の二つの公的な機関が刊行資金を提供した。均等に三分の一を負担したもうひとつの民間団体はフィンランド文学協会である³⁴。フィンランド側のアルヴィドソンへの対応は複雑であり、対応結果までのプロセスを慎重に検討する必要がある。おそらく、フィンランド政府は直接的には動くことは少なく、大学など団体あるいは一定の立場のある教員を通じ関係を保持しているということである。

ここでは検閲の強化されていく背景の一つを確認した。大公国は内政については一定の範囲で「自治」が認められていた。しかしアルヴィドソンらのフィンランド自立志向が影響力を持つことはロシア支配を弱体化させかねずロシアとしては容認できなかった。ひとつには言論に対し一定の枠組みを設け、このような動きに対処することとなった。

3. 1829年改正検閲制度の導入

19世紀の検閲制度について、ここでは確認したい。ロシアの検閲制度の概況に触れ、その次に、フィンランドの検閲制度の概況及び運用状況を紹介する。

3.1 ロシアの検閲制度

1825年にアレクサンドル1世からニコライ1世に皇位が継承された。ニコライ1世は、12月14日のデカプリストの乱を翌日に自ら鎮圧した後、半年以上をかけて制度的な対応を検討した。その中には検閲制度の強化が含まれていた。1804年のわずか47条からなる検閲法の条文を230条まで増やし1826年6月10日に公布した。制度を立案したのはニコライ1世下の初

³⁴ Kerkkonen (1995): 29に援助の状況の説明がある。

代・検閲代表の軍人 A.S. Shishkov と副代表の P. Shirnsky-Shikhmatov であ る。一部例外を除き、学術関係者から官憲に検閲担当が変更された。出版 の権利を認めつつ政治制度批判の言論に対処するものであった35。他方で 1826年7月に、政治警察の皇帝官房第三部が設置され作家らへの監視が強 化されていた。1828年に A.S. Shishkov が辞任し、エストニア・ドイツ系 貴族の Karl A. Lieven が後任となった。この年の5月17日に新たな検閲法 が制定された。輸入刊行物への検閲業務が分離され、国内刊行物について は検閲実務担当が大学関係者に戻された36。もはやロシアにとって危険な 思想信条や倫理的な価値観は、作品のどのような文脈であれ公表を禁止 された37。宗教関係の検閲には別の法律が用意された38。この年はロシア で最初の著作権法も制定され、検閲に觝触しなければ著作権者は安定的に 収入を得る道も開かれた39。1828年の検閲法は、政治警察である皇帝官房 第三部の組織内での議論を踏まえ内容が検討され、また検閲者は政治警察 のエージャントとされた。検閲自体の主務官庁は、当初は国民教育省で、 後に内務省に変更された。ロシアでは、1848年まで毎月おおよそ600タイ トルが刊行を禁止され、また、著作権者は処罰されることもあった⁴⁰。こ のような状況の中で、1829年にフィンランドにも検閲制度が本格的に導入 された。

3.2 検閲制度の背景

フィンランドの検閲制度は起源としてはロシアから導入されたものでは ない。スウェーデン及びフィンランドの検閲制度は宗教改革の時期に始

³⁵ Ruud (2009) : 52-53.

³⁶ 検閲者には、サンクトペテルブルク大学で統計学を教えていた A. L. Krylov (1841年から1853年に就任)、著述家・雑誌編集者の P. A. Korsakov (1835年から 1845年に就任) らがいた。Ruud (2009): 80.

³⁷ Ruud (2009) : 55. 38 Ruud (2009) : 58. 39 Ruud (2009) : 55. 40 Ruud (2009) : 57.

まっている。1766年「出版の自由法」は政府による検閲を原則として廃止した。フィンランド人のAnders Chydeniusらの努力で成立した。例外として神学関係の出版ではルター派など宗教団体による検閲が継続した。1829年にはこの状況の中で、勅令(Förordning (1829))で検閲制度が本格的に導入されたということになる。学術書であれば大学関係者が検閲担当に就任し、一般的な刊行物であれば大学教員か教養人が実施主体となっている41。この1829年の制度導入の前でも、アルヴィドソンのような著名な人物は、前述したように、政治的に問題とされることはあった。しかし例えば、Jaakko Juteiniが、1827年にヴィボルグで宗教概説書を出版した時には検閲の対応が「不十分」とされた42。

3.3 1829年導入の検閲制度

検閲制度は Förordning (1829)[勅令 (1829年)] で定められている。正式名称は、Hans Kejserliga Majestäts Nådiga Förordning angående Censuren och Bokhandeln i Stor-Furstendömet Finland. Den (2) 14 October 1829. [フィンランド大公国における検閲と書籍取引に関する陛下の慈悲深い勅令 1829年10月14日]である 43 。セナーッティの承認した1829年10月14日が勅令の公布日になっている 44 。この勅令は「第1章 総則」(第1条から11条)、「第2章 検閲委員会の設置」(第12条から15条)、「第3章 検閲委員会による対象調査 第1節 検閲内容」(第17条から35条)など全94条からなる。

⁴¹ Paloposki (2010): 267. 検閲はヘルシンキのほかに、オーボ (Åbo)、ヴィボル グ (Viborg)、ヴァーサ (Vasa) 及びオウル (Uleåborg) で実施されうることになっていた (Förordning (1829)の第12条)。

⁴² Pulkkinen (2003) : https://www.kansalliskirjasto.fi/extra/verkkonayttelyt/kirjatietoverkkojenmaailmassa/pulkkinen4.html

⁴³ 後に国際情勢の変化を受け、Förordning (1850). [勅令 (1850年)]で修正されている。

⁴⁴ Pulkkinen (2003): https://www.kansalliskirjasto.fi/extra/verkkonayttelyt/kirjatietoverkkojenmaailmassa/pulkkinen4.html

検閲の最高機関は検閲評議会 (Censur-Öfver-Styrelsen) であった45。検 閲評議会のメンバーはヘルシンキ大学 (Alexanders Universitet i Finland) の Vice Canceller やセナーッティ経済部門の公文書等担当の閣僚 (Chefen för Cancellie Expeditionen och Procuratorn) ら 4 人で構成された⁴⁶。議長は ヘルシンキ大学の Vice Canceller が務めた47。この評議会のもとで実務を 担当したのが検閲委員会 (Censur-Comitén) であった48。検閲委員会は検 閲担当者(Censorer)や事務局メンバーなど13人で構成し、検閲担当者に はヘルシンキ大学の教授らが就任することになっていた49。1829年にはこ の制度運用のために計4000銀ルーブルを準備した50。この予算は当時の関 税額と同額であった。政府の支出は年平均1445000銀ルーブルに過ぎなかっ た時代である。検閲の判断方法はニコライ1世の宮廷で検討された51。付 言すると、フィンランド大公国での検閲はフィンランド国内を対象とした 検閲の勅令を根拠に実施された。アルヴィドソンのような有名人の例外を 除けば、ロシアとは異なり、出版の制限のみが行われることが基本であっ たと考えられる。著作権者を監視し逮捕する、あるいは流刑に処すような ことはなかったと考えられる52。とはいえ、1829年の検閲制度は、フィン

⁴⁵ Förordning (1829)の第61条から79条に定めがある。フィンランド大公国ではセナーッティのメンバーのみならず、このような機関も全てフィンランド人のみにより構成されるのが原則である。

⁴⁶ Förordning (1829)の第61条。

⁴⁷ Förordning (1829)の第62条。就任した人物は大学中央アーカイブズのホームページ内 http://www.helsinki.fi/keskusarkisto/virkamiehet_2/hallintovv_kanslerit.htm。(閲覧2017年10月29日)

⁴⁸ Förordning (1829)の第12条に検閲委員会の定めがある。

⁴⁹ Förordning (1829)の第81条ほか。

⁵⁰ Förordning (1829)別表予算 (Utgifts-Stat för Censur-Inrättningen i Storfurstendömet Finland.)。 検閲評議会が1033.33 均銀ルーブル (経費500を除き給与)、検閲委員会が2966.66 労銀ルーブル (経費800を除き給与)。

⁵¹ Paloposki (2010): 265. Pulkkinen (2003): https://www.kansalliskirjasto.fi/extra/verkkonayttelyt/kirjatietoverkkojenmaailmassa/pulkkinen4.html . Vahtola (2017): 221-222.

⁵² kirby: 88.

ランド大公国時代において「検閲の歴史的な力」を各資料に及ぼした53。

3.4 検閲制度の運用

この制度ではすべての印刷物と表現機関が対象とされた⁵⁴。従って、検閲委員会には国内で印刷されたものすべてが運ばれた。宗教的な刊行物は、前書きを刊行前に検閲した。学術書の多くもこれまでの慣習を踏襲し事前検閲が行われた。医学の刊行物に対しては、医師免許のない著者によるものは、医学部が判断した。ロシアとしては、ロマン主義や政治的にラディカルな考えが、フィンランド語使用者に影響を与えることを最も警戒していたようである⁵⁵。

ハインリヒ・チョッケ (Heinrich Zschokke) のDas Goldmacherdorf のフィンランド語訳⁵⁶で知られる、Carl Niclas Keckmanはその検閲を受けた後、今度は検閲委員会のメンバーに選ばれている。一人の委員の意見で新聞の廃刊などが決定されることはない。しかしながら、Keckmanは1830年代に委員会メンバーとして「活躍」した。ラディカルな書物をロシアに配慮しつつ「検閲」していたようである⁵⁷。

検閲制度の運用で、最も影響を受けたのは輸入新聞と小説のフィンランド語訳である。1830年代からスウェーデン国内で発刊されるスウェーデン語新聞の多くは輸入ができなくなった。また、欧州各地の、とくにロマン主義の影響を受けた小説などのフィンランド語への翻訳は、1830年から1850年の間に、45000を超えるコンテンツが影響を受けた。1820年代からヴィボルグやオウルなどで創刊されはじめたフィンランド語新聞は相対的に影響は少なかったが問題とされるコンテンツが含まれれば廃刊となっ

⁵³ Pulkkinen (2003): https://www.kansalliskirjasto.fi/extra/verkkonayttelyt/kirjatietoverkkojenmaailmassa/pulkkinen4.html

⁵⁴ Förordning (1829)の第17条ほか。

⁵⁵ Paloposki (2010): 268.

⁵⁶ 出版の背景や社会での受け入れられ方については例えばkirby(2006):96。

⁵⁷ Paloposki (2010): 270.

た。1850年にフィンランド語による文学作品の刊行は禁止される 58 が、実用書などは例外的に扱われた 59 。

本稿で課題となるスウェーデン語によるアーカイブズ資料の目録や資料 集の刊行においては実際の影響が存在したかどうかは不明である。アーキ ビストが後回しにする (一部資料の刊行を諦める) などの措置を実務にお いてしていた可能性はある。

1829年の検閲制度は、他の文教政策と同じく、ヘルシンキ大学及びそのメンバー関係者を中心に実施された。検閲担当者が学術関係の知り合い・友人である著者たちと総督らロシア側との調整を具体的にはどのように進めたのか、さらに考察をする必要がある⁶⁰。

19世紀後半は近代フィンランド語が急速に形成された時期であり、検閲制度との関係でもフィンランド語、特に翻訳におけるフィンランド語の確立について検討を加えていく必要がある⁶¹。

検閲制度というものには二つの効果がある。一つは、刊行出版が禁止され物理的に世間に存在させることが不可能となる効果である。もう一つは、著者、翻訳者、編集者あるいはアーキビストのような目録・資料集作成者に、心理的に表現活動の萎縮を強いるという効果である⁶²。事後検閲であっても積極的に実施されるならば表現活動を萎縮させる。後者はしばしば深

⁵⁸ Förordning (1850).

⁵⁹ Paloposki (2010): 276. Pulkkinen (2003): https://www.kansalliskirjasto.fi/extra/verkkonavttelyt/kirjatietoverkkojenmaailmassa/pulkkinen4.html

^{60 1831}年のSKS (Suomalaisen Kirjallisuuden Seura) 設立の経緯のような工夫の確認が必要である。SKSは、今日も研究部門、図書部門、アーカイブズ部門などを要する大研究組織で世界的にも知られている。設立メンバーの多くはスウェーデン語を母語とする、アルヴィドソンやトゥルク・ロマン主義とも関係のある学術エリートであった。ロシアの「反対」も予想されたが、初代代表をErik Gabriel Melartinとすることでロシアとの「調整」を図った。Melartinはヘルシンキ大学の神学教授であり、ロシアとの関係が極めて良好であった。Kirby(2006):95.

⁶¹ Paloposki (2010): 278-279.

⁶² Paloposki (2010): 265.

刻な影響を社会にもたらすことがある。特に、翻訳者など二次的表現者に 対する効果は高いかもしれない。対象となりそうな作品や一次資料をつと めて回避するようになるからである。次に、フィンランドの検閲制度に対 処したアーキビストの実務の一例に触れる。

4. 検閲制度への対処の一例

グロンブロードはヘルシンキ大学図書館のアーキビストとして多数の資料集刊行を進めた。ポータンやアルヴィドソンによる遂行以来、活字化刊行が情報アクセス環境を整える手段と考えられていたからである。グロンブロードは歴史学研究ではレオポルト・フォン・ランケに強く影響を受けていた。また、フィンランド人をゲルマン族中の片隅の一民族と素朴に考えていた⁶³。

ここでは、資料集、Nya källor till Finlands medeltid historia [フィンランド中世史のための新資料] 刊行までの作業状況の一部を確認する。この資料集は、アルヴィドソンも対象資料の一部を刊行したことがある。今回、包括的に改めて刊行したものである。この資料集刊行のためのメモなどがオーボアカデミ図書館のアーカイブズ担当部署に寄贈され保存されている⁶⁴。

4.1 グロンブロードによる実務作業メモ資料の概要

資料の形式的な概要を示す。全体をカバーする紙に鉛筆メモで、Dr Ralf Grönblads 20.10.1962と記されている。1962年に、関係者により寄贈されたようである。オーボアカデミは、1918年創立のスウェーデン語を主

⁶³ Grönblad (1843): Förord p.XI. Kansalliskirjasto (2001-2017)でグロンブロード 関係記事を検索するとスウェーデン語新聞でもフィンランド語新聞でも多数ある。資料に関する記事がほとんどである。Klubbekriget [棍棒戦争]資料の記事でたびたびグロンブロードの名前が見える。

⁶⁴ Grönblad, Edvard (1814-1864), Manusam.

言語とする大学である。大学アーカイブズは図書館の一部門として運営されている。法人文書を扱う部署と寄贈資料などを扱う部署とが最近、分離した。スウェーデン語を母語とするフィンランド人は国立公文書館ではなく、このアーカイブズへ寄贈する場合もある。フィンランドにはスウェーデン語を主言語とする、国・社会全体を対象とする公的アーカイブズが存在しないからである。図書館も同様である。

グロンブロードの手元にあったと思われる資料群(の一部=寄贈分)は 一つの箱に収められている。中身は以下のようである。

- 1.7つのまえがき (Förord) 原稿
- 2. Waenerbergとの手紙下書き
- 3. 別のまえがき (Förord) 原稿
- 4. 1858年 9 月18日 付、 グロンブロード による 資料 集 の 紹介 Utgifvaren (発行担当者) などの手紙草稿二つ
- 5. 国内外多数の刊行業者リスト
- 6. 1859年1月22日付 セナーッティ向け手紙の下書き 差出人はG.M. Franck この下書きにもFranck本人署名あり
- 7. セナーッティへ提出する資料のリスト例示

1は、7つ以上の序文 (Förord) 推敲原稿が重ねてられている。推敲原稿は、 冒頭など一部だけの書き換えもある。2 は序文推敲原稿の下の方にあるも のは Gabriel Mauritz Waenerberg⁶⁵ と思われる人物とのやりとりの文書であ る。1859年2月の刊行に向け相談をしていたようである。3 は再びまえが き原稿の一部がある。そして4は、完成原稿に近い、おそらくセナーッティ 向け提出用の序文推敲原稿の下書きである。その次に5は、対象資料のサ

⁶⁵ Waenerbergに つ い て はSKS Biografiakeskus. https://kansallisbiografia.fi/kansallisbiografia/henkilo/6498 (閲覧2017年10月31日)

ンプル組版印刷業者リストである。6は、セナーッティ向け手紙の下書きがある。7は、活字化刊行予定の資料の一部リストがある。基本的には、(単語レベルや短い文書手紙の例外を除き) グロンブロードの筆跡である。

4.2 法への具体的な対処の例

仮にグロンブロードの手元にあった時の秩序と大きく変更がないとした らどのように考えることができるか。

- A. セナーッティ所蔵資料の活字化と編集を終え、まえがきを書き始めた。
- B. 1859年2月4日ヘルシンキでの手続き終了をめざしWaenerbergと相談した。
- C. まえがきを手続きと並行して書き直す作業を続けていた。
- D. セナーッティの刊行担当事務官僚を通じて手続きをするために書類を用意し始めた。
- E. 2月刊行の前にセナーッティの担当事務官僚G. M. Franckに手続き 書類を確認してもらう。
- F. セナーッティへ提出する資料のリストを検討。

フィンランドのアーカイブズには、図書館員やアーキビストによる業務メモが多数残されている。この資料群はありふれたそのような資料群の一つであり、グロンブロードの作業を振り返る際に用いられるものである。とはいえ、1829年の検閲制度下での作業であり、それへの対処を示す例と考えられる資料が含まれる。

Utdrag un Kejsenliga Senatens för Finland Ekonomi-Departments protokoll för den 22 Jänuarii 1859 [フィンランド大公国セナーッティ 経済部門・1859年 1 月22日付・起案書要約]

と題された文書の草稿もこの資料群に含まれている。筆跡はグロンブロードである。起案者でこの文書の作成責任者はG. M. Franckとなっている。下書き本文中と下書き本文最後にあるFranck署名はグロンブロードの筆跡であるが、この草稿の最後の最後にある署名(ドキュメント全体の確認署名)はFranck本人のもので、内容を確認したと推測される⁶⁶。

文書の重要な部分を簡略に紹介する。帝国大学・歴史学講師(docent)で博士号のある編集者グロンブロードが Nya Källor till Finlands Medeltids historia [フィンランド中世史のための新資料]というタイトルで資料集を刊行した。セナーッティメンバーである Edelheim が次のように報告した。フィンランドの歴史学研究の資料集である。今回刊行する資料群はその一部を、すでに「図書館員アルヴィドソン」らが利用し刊行したケースもある。グロンブロード博士が、セナーッティ公文書館所蔵資料を活字化し、解説を付し、刊行するにあたって、解説序文や活字化の150サンプルを提出している。といった内容である。この文書(下書き)をグロンブロードが書いている。なお、グロンブロードは過去にもアルヴィドソンの活字化刊行の業績に言及したことはある⁶⁷。

文中にある Edelheim は、フィンランド銀行総裁を務めた後、1858年に セナーッティ経済部門メンバーに選出されている⁶⁸。

起案者 Franck は1828年生まれでのちには税関長なども歴任した高級官僚である。ヘルシンキ大学卒業後、大公国時代にあった、法務官僚の試験に合格、各地への赴任を短期間ずつ重ね、1886年、オウルで在任中に死亡している。この起案者となったころは、セナーッティの検閲刊行関係の部

⁶⁶ Franck, G.M.のEkman, Robert Wilhelm 宛1868年の手紙で筆跡を確認した。1868 年の手紙には透かしでFranckとあり上質の紙が用いられている。Ekman, Robert Wilhelm (Inb), Åbo Akademis bibliotek, Handskriftsamlingarna.

⁶⁷ Grönblad (1843) Förord

⁶⁸ Helsingin yliopisto (2003-2017): 21.10.1819 Frans Ivar Edelheim, https://ylioppilasmatrikkeli.helsinki.fi/henkilo.php?id=13324 (閲覧2017年10月19日)

署(senaatin kirkollistoimituskunnan kopisti)に在任していた⁶⁹。このことから、内容を実務で確認する立場にあったと思われる。本来は、グロンブロードのような著者や刊行責任者から原稿などを役所で受け取り、必要があれば事情聴取などをして文書にまとめたのであろう。担当者として書いた状況説明の文書(事情確認の文書)を検閲委員会の関係者らに渡すのが仕事である。ところが、この文書(下書き)を書いたのは実はグロンブロード本人だったということになる。清書した後、丁寧にもグロンブロードに返却された。結果として、グロンブロードの手元にあった資料群の中に下書きが残されていたのである。グロンブロードよりも12歳若いとはいえ、グロンブロードが無理にこのようなことをさせたとは思われない。また、フィンランドのアーカイブズには同窓会関係の資料も多く寄贈されているが、今のところ、中等教育や大学などでのつながりが両者に存在していたかどうか不明である。特別な措置というよりも、このような実務が一定数は行われていた可能性がある。少なくとも、担当の官僚と執筆者が非公式にやり取りをしていたこともある、とはいえそうである。

この資料集の刊行の形式について、二つの点を今後、明らかにする必要がある。一つは刊行された資料集の出版年が1857年とされていることである。1858年の関係者への文書・手紙の下書きとともに、1858年で始まる日付のFörord [前書き]の下書きが複数、残されている。実際に購入できたのは1859年2月4日以降の可能性があり、刊行年の記載方法について考える必要がある70。

もう一つは、刊行された資料集にFörord [前書き]は結局、掲載されなかった。 当時の資料集刊行で解説の役割も果たすことのあるFörord [前書き]は

⁶⁹ Helsingin yliopisto (2003-2017): 9.6.1849 Gustaf Mauritz Franck, https://ylioppilasmatrikkeli.helsinki.fi/henkilo.php?id=16699 (閲覧2017年10月17日)

⁷⁰ この資料集の定価付き紹介は、例えば新聞 Helsingfors Tidningar no 79 (06.10.1858)に3ルーブルとある。Kansalliskirjasto (2001-2017),

必ずある、ということはない。資料の活字化掲載のみのものも多い。この 資料集については、Förord [前書き]の下書きが残っており、掲載されなかっ た理由を明らかにしていく必要がある。

グロンブロードは同じ時期に中世カトリック教会断簡資料の整理も進めている。整理の途中に、ガブリエル・レインに詳細な手紙を重ねて送っている。これは、レインに対し、(フィンランド最初のアーキビスト (兼任の非常勤)として、あるいは歴史学者としての)助言を求めていること、大学の要職を歴任する人物に報告すべきとグロンブロードは考えていたのだと先行論文で述べたで、本稿をふまえると、加えて、他にも理由を考える必要があるかもしれない。言い換えれば、レインに手紙を何回も送っているのは、政府、検閲評議会あるいは検閲委員会との関係で刊行を円滑に進めるための行動の一つであった可能性、あるいは、円滑に進めるため、レインに協力を暗に求めていた可能性もある。レインは大学レクター(rektor, 1848-1858)やフィンランド文学協会(SKS)の代表も歴任している。あるいは、レインの幅広い交流関係には当然、検閲担当者が含まれていたと思われる。

おわりに

以上、1829年の検閲制度導入の頃の状況、検閲制度の概略、及びグロンブロードの関係実務を確認してきた。

最初に、19世紀フィンランドの公文書管理と情報アクセスについて述べた。これまでの法制度との整合性がとりにくい、検閲の実務が存在したことを指摘した。次に、検閲の強化されていく背景の一つを確認した。アルヴィドソンのフィンランド自立志向はロシアとしては容認できなかった。ひとつには言論に対し一定の枠組みを設け、このような動きに対処することとなった。次に、1829年の検閲制度は、他の文教政策と同じく、ヘルシ

⁷¹ 平井孝典 (2017b).

ンキ大学を中心に実施された。その運用状況について概説した。最後に、 グロンブロードの資料集刊行に際し担当公務員により作成された起案書の 下書きはグロンブロードによるものであったことを紹介した。

今日、「公的アーカイブズ」の実務の目的は、当然、歴史学研究への寄与ではなく、あるいはその基礎作業でもなく、その社会やグループの「記憶」の倉庫を形作っていくことという考え方が有力である⁷²。19世紀のヘルシンキ大学図書館アーキビスト、グロンブロードは、学位も取得した歴史学研究者であった。とはいえ、グロンブロードは今日のアーカイブズ実務の基礎を築いた人物の一人と考えられている。彼の実務成果は、特定の関心に偏ることなく、フィンランドを明らかにする資料を包括的に扱う、という姿勢に貫かれていたからである。アルヴィドソンとも結果的に軌を一にしている。一般論としては、このような目的のために、いつの時代や地域であっても、担当のアーキビストらは、実務そのものであっても法的な手続きであっても、努力することになる。

アルヴィドソンが仮に詩作を早い段階で諦め情報アクセス環境を整える ことに専念していたら、「在野のアーキビスト」としてさらに業績を残せ たであろう。

⁷² Cook (2011), アーカイブズがその時代の社会的記憶を集める機関として認識さ れると、アクセス制限となる検閲はありえない。「記憶」を「自ら」封じること になる。Anglophone のカナダ人アーキビスト Cook も社会的記憶を集める機関と する背景には、彼自身の独戦犯資料実務の経験のみならず、ケベック問題があ る。「公的アーカイブズ」とは、国立公文書館のような公文書管理を目的とした 組織である。個別研究や歴史学研究に寄与するアーカイブズとしては、オーボア カデミ附属図書館アーカイブズ部門の歴史資料担当やフィンランド国立図書館 アーカイブズ部門、などがある。Cookは「公的アーカイブズ」とは別に個別研 究や歴史学研究に寄与するアーカイブズで歴史的資料の保存されることを志向し た。フィンランドではセナーッティ公文書館・国家公文書館の成立史で「公的アー カイブズ であるということが強調される。Kerkkonen (1988), Kerkkonen (1995), Nuorteva(2016). アーキビストの会話レベルで認識されているのは、①政府の記録 管理部署の分離独立としてスタート、②19世紀中旬から1970年代までの歴史学専 攻アーキビストによる業務の充実、③多種多様な分野を学んだアーキビストの雇 用増加、④1990年代以降の社会の記録管理担当施設(記録管理倉庫)としての展 開、である。

グロンブロードは詩人のような表現者ではなく、残された手紙類も多くはなく、人物像は不明な点が多い。「フィンランド関係資料の保存と活用」という目的に向け、手段を尽くす努力はしていた。今回はグロンブロードによる検閲制度への対処の一部分を扱った。

文 献 literature

アーカイブズ資料 Primary source

Ekman, Robert Wilhelm (Inb), Åbo Akademis bibliotek, Handskriftsamlingarna. Grönblad, Edvard (1814-1864) , Manusam, Åbo Akademis bibliotek, Handskriftsamlingarna.

Upplysningar om Missale Aboence och andra liturgiska skrifter (Edvard Grönblad), DII45, Käsikirjoitustilaus, Kansalliskirjasto.

印刷刊行資料 Secondary source

- Arwidsson (1846). Arwidsson, Adolf Iwar. FÖRETAL, *Handlingar till upplysning af Finlands häfder*; 1. 1316/1529, 1846, Kungl. boktryckeriet, P.A. Norstedt & söner.
- Cook (2011). Terry Cook, "'We are What We Keep; We Keep What We Are': Archival Appraisal Past, Present, and Future," *Journal of the Society of Archivists* 32:2, 2011, 173-189.
- Grönblad (1839). Grönblad, Edvard, Bidrag till Österbottens historia, 1839.
- Grönblad (1843). Grönblad, Edward, Förord, *Urkunder upplysande Finlands*öden och tillstånd i slåtet af 16de och börjau af 17de århundradet:
 Första flocken Handlingar rörande klubbekriget; 1, 1843.

- Grönblad (1847). Grönblad, Edvard, Tvenne Medeltidshandlingar, *SUOMI Tidskrift i fosterländska ämnen. 1846*,1847, 202-260.
- Grönblad (1857). Grönblad, Edvard, *Nya Källor till Finlands Medeltidshistoria*. Samlade och utgifna af Dr. E. Grönblad, Första Samlingen. Köpenhamn: 1857
- Helsingin yliopisto (2003-2017). *Ylioppilasmatrikkeli 1640–1852*, https://ylioppilasmatrikkeli.helsinki.fi/
- 平井 (2013). 平井,孝典,フィンランドにおける「中央政府アーカイブズ」 の始まり、レコード・マネジメント、記録管理学会、65、2013、30-47.
- 平井(2014). 平井,孝典, 19世紀フィンランドにおける情報アクセスのための実務 アルヴィドソンら「アーキビスト」による成果について-, レコード・マネジメント、記録管理学会, 67, 2014, 50-70.
- 平井(2017a). 平井,孝典, 19世紀後半フィンランドの国家公文書館-組織としてのアーカイブズ業務の確立-, レコード・マネジメント, 記録管理学会誌,72,2017,52-67.
- 平井 (2017b). 平井,孝典, フィンランド中世カトリック教会断簡コレクションのデジタル公開, *藤女子大学 文学部紀要*, 54, 2017, 167-196
- 石野(2012). 石野, 裕子 , 「大フィンランド」思想の誕生と変遷――叙事詩 カレワラと知識人、岩波書店、2012.
- 石野(2014). 石野, 裕子,独立フィンランドにおける自国史の「創造」(特集 革命前後ロシア周辺諸国における歴史叙述), *史苑(立教大学史学会)*, 74(2), 2014, 51-66.
- 石野(2017). 石野, 裕子, 物語フィンランドの歴史, 中央公論, 2017.
- Kansalliskirjasto (2001-2017), *Sanomalehdet*, https://digi.kansalliskirjasto.fi/sanomalehti/search?language=fi
- Kerkkonen (1988). Kerkkonen, Martti, Suomen arkistolatios Haminan rauhasta maan itsenäistymiseen, Helsinki, Vartionarkisto, 1988.
- Kerkkonen (1995). Kerkkonen, Martti, Finlands Riksarkiv 1809-1917

- Det finska arkivväsendets historia från Fredrikshamnsfreden till självständigheten, Stockholm, Svenska Riksarkivet, 1995.
- Kirby (2006). David Kirby, *A Concise History of Finland* (Cambridge Concise Histories), Cambridge University Press, 2006.
- Kirby (2008). カービー, デイヴィッド 著, 百瀬, 宏,石野,裕子 監訳, 東, 眞理子, 小林,洋子, 西川, 美樹 訳, *世界歴史叢書 フィンランドの 歴史*,明石書店, 2008.
- Knapas (2012). Knapas, Rainer, The National Library of Finland, 1640-2010, SKS, 2012.
- 百瀬 (1980). 百瀬, 宏, 北欧現代史, 山川出版社, 1980.
- 百瀬 (1998). 百瀬,宏., 熊野, 聰., 村井, 誠人., 北欧史, 山川出版社, 1998.
- Nuorteva (2016). Jussi Nuorteva, Päivi Happonen, Suomen arkistolaitos 200 vuotta Arkivverket i Finland 200 år, Edita Publishing Oy, 2016
- Paloposki (2010). Moral Issues and Individual Decisions: Translators in 19th Century Finland, In The Power of the Pen: Translation and Censorship in Nineteenth-century Europe. Merkle, D. (Editor); O'Sullivan, Carol (Editor); Van Doorslaer, L. (Editor); Wolf, M. (Editor). 4 ed. Vienna: Lit Verlag, 2010.
- Pulkkinen (2003). Matti P. Pulkkinen, *Autonomian alkukauden sensuuri* 1809 1853, *kansalliskirjasto*. https://www.kansalliskirjasto.fi/extra/verkkonayttelyt/kirjatietoverkkojenmaailmassa/pulkkinen1.html
- Päiviö (1998). Tommila Päiviö ja Salokangas Raimo, *Sanomia kaikille:*Suomen lehdistön historia (Kleio ja nykypäivä), uoteryhmä: Media ja tiedotu Edita, 1 Jan 1998
- Ruud (2009). Charles A., Ruud, Fighting Words: Imperial Censorship and the Russian Press, 1804-1906, University of Toronto Press, 2009
- 坂上(2016). 坂上, 宏, 詩人アルヴィドソン序説, 櫂歌書房, 2016
- Skuncke (2011). Skuncke, Marie-Christine. Freedom of the Press and Social

- Equality in Sweden, 1766-1772. *In Scandinavia in the Age of Revolution: Nordic Political Cultures, 1740-1820*, edited by Pasi Ihalainen, Michael Bregnsbo, Karin Sennefelt, and Patrik Winton. Ashgate Pub Co, 2011, 133-143.
- SKS Biografiakeskus. Suomalaisen Kirjallisuuden Seuran, *Biografiakeskus*, https://kansallisbiografia.fi/
- SLS (2008–2012). Svenska litteratursällskapet i Finland, *Biografiskt lexikon för Finland (BLF)*, http://www.sls.fi/sv/projekt/blf-biografiskt-lexikon-finland
- Vahtola (2017), Jouko, Vahtola, Suomen historia, Otava, 2017
- 柳沢 (1988). 柳沢, 伸司, スウェーデン「一七六六年出版自由法」成立過程, 新聞学評論, Vol. 37, 1988
- Förordning (1829). Hans Kejserliga Majestäts Nådiga Förordning angående Censuren och Bokhandeln i Stor-Furstendömet Finland. Den (2) 14 October 1829. [フィンランド大公国における検閲と書籍取引に関する 陛下の慈悲深い勅令 1829年10月14日]
- Förordning (1850). Nådig Förordning till Censur-Öfver-styrelsen angående åtskilliga tillägg till författningarne om censuren i landet (8.4.1850) [フィンランド国内の検閲についての規程に対する多数の改正に関する検閲評議会への慈悲深い勅令 1850年4月8日]

本稿は「19世紀フィンランドにおける資料保存の実務と後世への影響の基礎的研究」(科学研究費補助金 17K00464基盤研究(C) 2017-04-01 - 2022-03-31 研究代表者:平井孝典)の成果の一部である。